

インターフェロンフリー治療(再治療)に対する意見書

診断書作成医師記入欄

| | | | |
|-----------------|----------|--------------------------------------|-------------|
| 返信先医療機関名及び担当医師名 | | ※該当する方にチェック | |
| | | <input type="checkbox"/> 日本肝臓学会肝臓専門医 | |
| | | <input type="checkbox"/> 和歌山県が承認した医師 | |
| ふりがな | 性別 | 生年月日(年齢) | |
| 患者氏名 | 男・女 | 年 | 月 日 生 (満 歳) |
| 住所 | 郵便番号 | | |
| | 電話番号 () | | |

和歌山県肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い別添1. 認定基準(抜粋)

(3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝疾患(C型慢性肝炎若しくはChild-Pugh分類 AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh分類 B若しくはCのC型非代償性肝硬変)で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、C型慢性肝炎又はChild-Pugh分類 AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみ助成とし、Child-Pugh分類 B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみ助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、2.(1)及び2.(2)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、初回治療の場合、日本肝臓学会肝臓専門医又は和歌山県が承認した医師(和歌山県肝炎治療特別促進事業に係る登録医)が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、原則として日本肝臓学会肝臓専門医又は和歌山県が承認した医師(和歌山県肝炎治療特別促進事業に係る登録医)が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

- 本意見書を記載する医師は、以下の項目を全て満たしている必要があります(該当する項目をチェックする)。
 - 上記の和歌山県肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いにおける認定基準を確認した。
 - 日本肝臓学会のC型肝炎治療ガイドラインを精読した。
 - ウイルス性肝疾患の治療に十分な知識・経験を持っている。
- 該当する意見にチェックの上返信してください。
 - インターフェロンフリー治療による再治療は、適切である。
(推奨する治療: _____)
 - インターフェロンフリー治療による再治療は、適切ではない。

記載年月日 年 月 日

肝疾患診療連携拠点病院名及び所在地

本意見を述べた日本肝臓学会肝臓専門医の氏名

- (注) 1. 本意見書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 本意見書は肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が記載する必要があります。